

大東子保第284号

令和2年5月15日

保護者の皆さま

大東市長 東坂 浩一

(公印省略)

### 臨時休園期間中の保育所等における保育の実施対象の変更について

平素は、本市児童福祉行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に係る本市の対応等にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、令和2年5月31日（日）まで保育所等を原則として臨時休園させていただいているところですが、令和2年5月16日（土）から大阪府が休業要請の一部を解除することにかんがみ、臨時休園期間中の保育所等における保育の実施対象を下記のとおり変更することとしましたのでお知らせいたします。

保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、皆さまの生命・健康を守るため、引き続き臨時休園へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 臨時休園期間中における保育の実施対象（変更後）

- (1) 保護者の方いづれもが、仕事を休むことが困難な場合
- (2) その他、個別の事情により、家庭での保育が著しく困難な場合

※臨時休園期間中に保育所等を利用する場合には、利用初日に保育所等に「保育所等利用申出書」を提出する必要があります（既に「保育所等利用申出書」を提出し、臨時休園期間中に保育所等を利用されている場合は、改めて提出する必要はありませんのでご注意ください。）。

#### 【問い合わせ】

大東市 福祉・子ども部 子ども室  
保育幼稚園グループ

TEL 072-870-0474